

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

マドリッド協定議定書の利用促進の観点からの
調査研究報告書

平成 28 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表(10)

質問事項(調査対象件数)			37. ギリシャ (GR) 160	38. ルーマニア (RO) 144	39. インド (IN) 147	40. ベトナム (VN) 138		
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	回答なし	0	回答なし	1	回答なし	0
	b	縦書きと横書きの相違	0	0	0	0	0	
	c	右横書きと左横書きの相違	0	0	0	0	0	
	d	アクセント符号の相違	0	0	0	0	0	
	e	句読点、引用符の相違	0	0	0	0	0	
	f	スペルの相違	0	0	0	0	0	
	g	音訳と英語の相違	0	0	0	0	0	
	h-1	書体の相違	43	44	66	5		
	h-2	書体の相違を認める程度	/	/	/	/		
	i	標準文字の扱い	/	/	/	/		
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	/	/	/	/		
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出	0	0	0	0		
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	0	0	0	0		
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	0	0	0	0		
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	/	/	/	/		
	l-1	色彩の相違	22	69	19	14		
l-2	色彩の相違を認める程度	/	/	/	/			
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況		/	回答なし	/	回答なし	/	
Q1-3	同一性認証の特徴		/	/	/	/		
Q2-1	同一性の審査基準の有無		/	/	/	/		
Q2-2	同一性の審査基準の公開		/	/	/	/		
Q2-3	同一性審査基準の送付可否		/	/	/	/		
Q2-4	同一性の具体的な確認方法		/	/	/	/		
Q3-1	マドプロ登録可能な商標		/	/	/	/		
Q3-2	Q3-1で伝統的商標と異なる同一性判断		/	/	/	/		
Q3-3	Q3-2の具体的な判断方法		/	/	/	/		

4. 3. 40 ベトナム

(1) 案件調査結果（概要）

ベトナムを本国官庁とする国際登録の調査対象数は138件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、126件（91.3%）であった。

ベトナムにおける特徴は、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。標準文字の宣言のある場合において書体（フォント）が相違していても、また、標準文字の宣言のない場合において色の相違及びデザインの一部に追加又は削除があっても同一と認定している事例が確認された。ベトナムにおいては標準文字制度は存在していない。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

ベトナムにおける、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) ベトナム知的財産庁調査票回答結果

ベトナム知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 40-1 に示す。

表 40-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	5*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	14

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ベトナムにおいて調査を行った結果を表 40-2 に示す。国際登録 138 件のうち、標準文字の宣言のないものが 114 件、標準文字の宣言のあるものは 24 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 114 件中の 109 件 (95.6%)、標準文字の宣言がある国際登録では 24 件中の 17 件 (70.8%)、合計 126 件 (95.6%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 40-1～図 40-3 に示す。

表 40-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	114	24	138
同一と判断	5	6	11
非同一と判断	109	17	126
検索不可能	0	1	

図 40-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

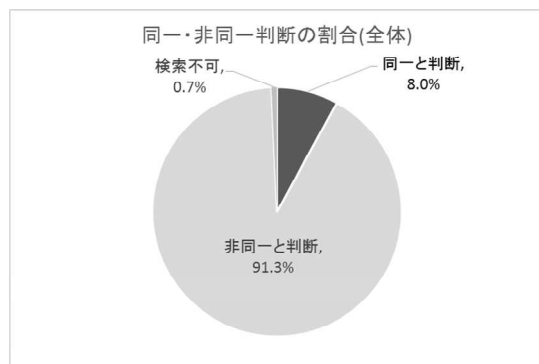


図 40-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

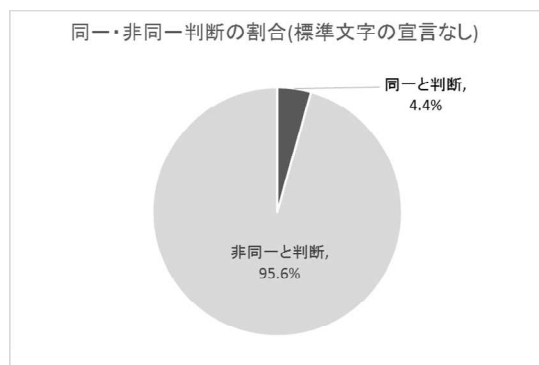
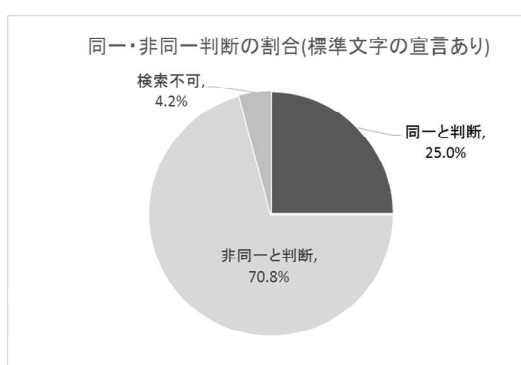


図 40-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 40-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合は、背景又は色が相違する事例が多く、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）又は背景が相違する事例が多く確認された。

表 40-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
背景	40	3	43
色	14	0	14
構成	8	0	5
書体（フォント）	0	8	5
配置	0	1	1
拡大縮尺	0	0	0
文字態様	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	88	13	101

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 40-4、図 40-6 に示す。

標準文字の宣言がある場合において、「内容変更（追加・削除）」に関する相違が 8 件確認された。

表 40-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 （追加・削除）	8	0	8

エ ベトナムにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 色

表 40-5 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1185753	基礎商標登録番号= 26337
		
	基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1193661	基礎商標登録番号= 168578
		
	基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1158252	基礎商標出願番号= 4-2012-09601
		
	基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	

b. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 40-6 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1197269	基礎登録出願番号= 47569
		
	基礎商標の構成の一部が国際登録されている。	
②	国際登録番号= 1200098	基礎商標出願番号= 4-2012-24714
		
	国際登録は基礎登録に図形が追加されている。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

表 40-7 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1151600	基礎商標出願番号= 4-2012-20322
	WAKE-UP	WAKE - UP
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1211335	基礎商標登録番号= 34391
	FIVESTARS	FIVESTARS
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号= 1246299	基礎商標登録番号= 37819
	PHUONG VY	PHUONG VY
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ベトナムにおいて、知的財産法、省令又は政令に標準文字制度に関する規定はみられない⁶¹。

⁶¹日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 ベトナム
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/vn.pdf#search=%E3%83%99%E3%83%88%E3%83%8A%E3%83%A0+%E5%95%86%E6%A8%99+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97 (アクセス日: 2016年2月18日)

平成 28 年 3 月

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

マドリッド協定議定書の利用促進の観点からの
調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>